

令和4年度第3回埼玉県公共事業評価監視委員会 会議要旨

日 時	令和5年1月30日（月） 午前9時30分～午前11時30分
会 場	Web会議システムを使用
出席委員	高田委員（会長）、青木委員、村野委員、盛本委員、渡部委員、澤田委員

1 【事業評価】 事前評価実施事業対応方針（案）に対する意見の 取りまとめ

① 205 道路改築事業 一般国道254号（和光富士見バイパス）

委員： 感度分析の結果、令和24年に全線が供用開始する場合の費用便益比は1.1を確保できているとのことだが、和光区間のような住宅密集地における道路整備では、用地買収等の時間を要することが多い。そのため、費用便益比が低くなる可能性があるのではないか。資料P45「実施環境の状況」に上記内容に関しての記載を追加した方が良いのではないか。

事業課： 和光区間は住宅密集地であるが、区画整理事業と連携しながら用地を取得することから、比較的スムーズに進捗すると考えている。用地に関しては不確定要素であるので、資料P45に記載可能な内容については精査した上で、対応する。

委員： 資料P42グラフについて、便益はセンサデータを基に算出したものか。

事業課： H27センサベースのデータを基に算出したものである。

委員： 国道463号との交差部は現在工事が行われており、渋滞が発生している。開通後は渋滞が解消し、便益に影響が出るのか。

事業課： 第二期整備区間のうち、令和5年に部分開通を行うと、便益が発生するが、第二期整備区間全線は開通していない状況であるため、便益の発生は限定的である。全線開通後に便益を発生させている。

委員： 第二期整備区間は、新河岸川旧河川敷を通過するルートとのことだが、ルートは決定しているのか。また、事業期間には旧河川敷に存在することが予想される廃棄物等の有無は考慮されているか。

事業課： ルートは決定している。廃棄物等の有無を考慮した上で、事業期間を算出している。

○対応方針（案）について

会長： 令和5年度新規事業箇所とするという対応方針案のとおりでよろしいか。また、附帯する意見もなしでよろしいか。

委員： 異議なし。

2 【事業評価】再評価実施事業対応方針（案）に対する意見の**取りまとめ****① 206 総合治水対策特定河川事業 一級河川中川**

- 委員：費用に計上している予算には国費も含まれるのか。
- 事業課：社会資本整備総合交付金や個別補助事業の国費と県単独費を足した総事業費を費用としている。
- 委員：P47の事業の進捗状況を見ると、事業開始から51年経過しているにも関わらず進捗率が50%程度である。残事業期間に対して進捗が大幅に遅れているように思われるが評価を『B』としているのは何故か。優劣評価の評価基準を参照すると、『C』は「事業期間内での完了が難しく、残事業に問題があり、解決に時間を要する見込み」とある。
- 事業課：事業期間内に事業を完成させるべく国へ予算を要望し整備を加速させていく考えである。
- 委員：P65年度別事業費のグラフを見ると、維持管理費が整備開始時期に多くかかっているのは何故か。
- 事業課：今回は、令和4年度を基準年としているため、各年度の維持管理費を現在価値化した結果、古い年度ほど突出して大きくなっている。
- 委員：埼玉県は10分の1の確率に耐えられるよう河川整備計画を策定している。しかし、平成27年の台風等では計画降雨よりも大きい降雨だったと聞いている。そういった降雨があった際には河川整備計画を見直しているか。
- 事業課：当県では令和元年東日本台風の後には有識者の意見を踏まえながら整備計画の評価を行った。その結果、中川は整備計画の変更が必要ないという判断であったことから計画の見直しをしていない。

○対応方針（案）について

- 会長：継続とするという対応方針案のとおりでよろしいか。また、附帯する意見もなしでよろしいか。
- 委員：異議なし。

3 【計画評価】中間評価実施事業の報告**① 3-01 都市基盤が整備された良好な市街地の形成**

- 委員：令和5年までの事業となっているが、完了しない地区については、新たな計画を策定し事業を継続していくのか。
- 事業課：区画整理は事業期間が長期にわたるため、完了しない地区については次期計画を立てて、事業進捗を図っていく。
- 委員：その際には、新規事業の評価を行うのか。
- 事業課：国交省と協議を行い、交付金の計画を策定していく。

4 【計画評価】 事後評価実施事業の報告

① 3-51 八潮南部西地区における快適で住みやすい市街地形成

委員からの意見なし。

② 2-55 土砂災害対策の推進（防災・安全）

委員： 最終目標値で、指標1では依然として被害を受ける家屋を44戸、指標3では避難関連施設を2施設と定めている。対策箇所の中で明確にどの家屋等を残すといったように積み上げで決めているのか、全体に対する割合で定めているのか。

事業課： 事業に当たっては、明確に対象となる範囲を設定しているため、前者の積み上げにより決めており、割合設定ではない。

委員： この依然として被害を受ける44戸は、どういう根拠で決めたのか。

事業課： 地すべり事業等は、事業期間が非常に長く、広範囲で地面が滑る現象である。今回の期間の中で実施した対策は、全体の中の一部に限られるため、目標値として依然として被害を受ける家屋が残ってしまう。

委員： 災害リスクの高い地域においては、施設や住民等の撤退を促す方が、災害対策を行うよりも合理的という考えもある。事業の対象をどのように考えているのか。

事業課： 砂防事業は、土砂災害の恐れのある箇所について対策をする枠組みになっている。撤退を促す地域かどうかの判断については、例えば市町村が策定する立地適正化計画等の中でそのような地域の設定をしていただけのように範囲を市町村に示しながら協力して進めている。一方、土砂災害特別警戒区域については、直接住民の方に県から移転勧告をする方法もあるスキームにはなっているが、全国的に実施した事例が少ないため、全国的な動きを見ながら、しっかりと勉強していきたい。

委員： 指標1では、計画対象の258戸のうち、最終目標値で依然として被害を受ける家屋を44戸残しているということの良いか。

事業課： 今回の事業期間で考えると、どうしても44戸残ることになる。

委員： この事業期間においては、対象となる家屋を全て保全出来ないが、可能な限り実施するということの良いか。

事業課： 砂防事業は、ダムと同じように完成により事業効果が発現するものと河川の堤防のように完成した箇所から効果が発現するものがあるため、結果として全てを保全するという目標が立てにくいものとなっている。

③ 2-56 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進（防災・安全）

委員： 1巡目基礎調査と航空レーザ測量を用いた抽出結果が大きく異なっている原因は何か。

事業課： 1巡目は国土地理院の地図から判読し机上で抽出しており、2巡目は航空レーザ測量により機械的に抽出をしているため、一致する箇所、異なる箇所、包含している箇所等の様々な箇所が抽出されているのが実態であり、それを基礎調査に結びつけていくために整理が必要である。

委員： 航空レーザ測量は、樹木や家屋があると正しく測量できないのか。正しいデータは取得できるのか。

事業課： レーザは、樹木や家屋を含んだ形でデータを取得するが、その後、地物を排除して地盤のデータで整理しているので、正しいデータを取得することが出来る。

委員： 2巡目は、事前調査のレーザ測量が終わっていて、具体的な抽出箇所の整理が終わっていないということか。

事業課： レーザ測量は終わっており、その後も作業は進めているが完了には至らなかった

④ 2-57 土砂災害対策の推進（重点）

委員からの意見なし。